

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成18年10月13日

盛岡地方振興局長 千葉英寛

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社ジョイス
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ジョイス新本町店 盛岡市本町通一丁目549番ほか
- (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗の名称
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日 平成18年8月8日
- (5) 変更の理由 店舗の正式名称及び小売業者が確定したため

2 届出年月日 平成18年10月2日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所